

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
のときは、
翌日の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(長寿社会課)
- ◇告 示 字の区域の変更(市町村振興課)
家畜伝染病の発生(畜産課)
土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
県営土地改革事業計画の決定()
土地改良法による換地処分()
土地改良事業の認可(二件)()
都市計画法第六十六条による告示(下水道課)
- ◇教 委 告 示 平成十二年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項(小中学校課)
平成十二年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項()
砂利採取業務主任者試験の合格者(河川課)
- ◇雑 報 平成十一年度第二回理容師学科試験等の実施(県民生活課)

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則
 - 一 対象収入額が三百三十万一千円以上である者に係る岩井長者寮及び福原荘の使用料の額を三百円引き上げることとした。
 - 二 一以外の者に係る岩井長者寮及び福原荘の使用料の額を百円引き上げることとした。
 - 三 この規則は、平成十一年九月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年八月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第六十号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一

部を次のように改正する。

附則別表A階層の項中「六一、六二〇円」を「六一、七二〇円」に、「六〇、六二〇円」を「六〇、七二〇円」に改め、同表B階層の項中「六六、六二〇円」を「六六、七二〇円」に、「六五、六二〇円」を「六五、七二〇円」に改め、同表C一階層の項中「七一、六二〇円」を「七一、七二〇円」に、「七〇、六二〇円」を「七〇、七二〇円」に改め、同表C二階層の項中「七六、六二〇円」を「七六、七二〇円」に、「七五、六二〇円」を「七五、七二〇円」に改め、同表C三階層の項中「八一、六二〇円」を「八一、七二〇円」に、「八〇、六二〇円」を「八〇、七二〇円」に改め、同表C四階層の項中「八六、六二〇円」を「八六、七二〇円」に、「八五、六二〇円」を「八五、七二〇円」に改め、同表C五階層の項中「九一、六二〇円」を「九一、七二〇円」に、「九〇、六二〇円」を「九〇、七二〇円」に改め、同表C六階層の項中「九六、六二〇円」を「九六、七二〇円」に、「九五、六二〇円」を「九五、七二〇円」に改め、同表C七階層の項中「一〇一、六二〇円」を「一〇一、七二〇円」に、「一〇〇、六二〇円」を「一〇〇、七二〇円」に改め、同表C八階層の項中「一〇六、六二〇円」を「一〇六、七二〇円」に、「一〇五、六二〇円」を「一〇五、七二〇円」に改め、同表C九階層の項中「一一一、六二〇円」を「一一一、七二〇円」に、「一一〇、六二〇円」を「一一〇、七二〇円」に改め、同表C十階層の項中「一一六、六二〇円」を「一一六、七二〇円」に、「一一五、五二〇円」を「一一五、五二〇円」に改め、同表D階層の項中「四、一六六、六四一円」を「四、一七六、四八一円」に、「一六三、七八〇円」を「一六四、〇八〇円」に、「一六一、七八〇円」を「一六三、〇八〇円」に改める。

別表一階層の項中「六一、六二〇円」を「六一、七二〇円」に、「六〇、六二〇円」を「六〇、七二〇円」に改め、同表二階層の項中「六四、六二〇円」を「六四、七二〇円」に、「六三、六二〇円」を「六三、七二〇円」に改め、同表三階層の項中「六七、六二〇円」を「六七、七二〇円」に、「六六、六二〇円」を「六六、七二〇円」に改め、同表四階層の項中「七〇、六二〇円」を「七〇、七二〇円」に、「六九、六二〇円」を「六九、七二〇円」に改め、同表五階層の項中「七三、六二〇円」を「七

三、七二〇円」に、「七二、六二〇円」を「七二、七二〇円」に改め、同表六階層の項中「七六、六二〇円」を「七六、七二〇円」に、「七五、六二〇円」を「七五、七二〇円」に改め、同表七階層の項中「八一、六二〇円」を「八一、七二〇円」に、「八〇、六二〇円」を「八〇、七二〇円」に改め、同表八階層の項中「八六、六二〇円」を「八六、七二〇円」に、「八五、六二〇円」を「八五、七二〇円」に改め、同表九階層の項中「九一、六二〇円」を「九一、七二〇円」に、「九〇、六二〇円」を「九〇、七二〇円」に改め、同表十階層の項中「九六、六二〇円」を「九六、七二〇円」に、「九五、六二〇円」を「九五、七二〇円」に改め、同表十一階層の項中「一〇一、六二〇円」を「一〇一、七二〇円」に、「一〇〇、六二〇円」を「一〇〇、七二〇円」に改め、同表十二階層の項中「一〇八、六二〇円」を「一〇八、七二〇円」に、「一〇七、六二〇円」を「一〇七、七二〇円」に改め、同表十三階層の項中「一一五、六二〇円」を「一一五、七二〇円」に、「一一四、六二〇円」を「一一四、七二〇円」に改め、同表十四階層の項中「一二一、六二〇円」を「一二一、七二〇円」に、「一二〇、六二〇円」を「一二〇、七二〇円」に改め、同表十五階層の項中「一二九、六二〇円」を「一二九、七二〇円」に、「一二八、六二〇円」を「一二八、七二〇円」に改め、同表十六階層の項中「一三六、六二〇円」を「一三六、七二〇円」に、「一三五、六二〇円」を「一三五、七二〇円」に改め、同表十七階層の項中「一四四、六二〇円」を「一四四、七二〇円」に、「一四三、六二〇円」を「一四三、七二〇円」に改め、同表十八階層の項中「一五一、六二〇円」を「一五一、七二〇円」に、「一五〇、六二〇円」を「一五〇、七二〇円」に改め、同表十九階層の項中「一六〇、六二〇円」を「一六〇、七二〇円」に、「一五九、六二〇円」を「一五九、七二〇円」に改め、同表二十階層の項中「一六三、六二〇円」を「一六三、七二〇円」に、「一六二、五二〇円」を「一六二、五二〇円」に改め、同表二十一階層の項中「四、一六六、六四〇円」を「四、一七六、四八〇円」に、「一六三、二二〇円」を「一六三、五二〇円」に、「一六二、二二〇円」を「一六二、五二〇円」に改め、同表二十二階層の項中「四、一六六、六四一円」を「四、一七六、四八一円」に、「一六三、七八〇円」を「一六四、〇八〇円」に、「一六一、七八〇円」を「一六三、〇八

「四、一六六、六四〇円」を「四、一七六、四八〇円」に、「一六三、二二〇円」を「一六三、五二〇円」に、「一六二、二二〇円」を「一六二、五二〇円」に改め、同表二十二階層の項中「四、一六六、六四二円」を「四、一七六、四八一円」に、「一六三、五五〇円」を「一六三、八五〇円」に、「一六二、五五〇円」を「一六二、八五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年九月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同上第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る智頭地区第八工区の換地処分が公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年八月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成十年十一月一日現在の地番による。)
大字早瀬字アゲサ	大字早瀬字アゲサのうち一二の二の一部、一二の二の一部、一二の四の一部、一三の二の一部、一三の三の一部、一三の四の一部、一四の二、一四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字早瀬字岡田	大字早瀬字アゲサ一二の二の一部、一二の二の一部、一二の四の一部、一三の二の一部、一三の三の一部、一三の四の一部、一四の二、一四の三及びこれらと一体をなす国有地
大字早瀬字梶屋皆地	大字早瀬字梶屋皆地のうち一二七の二の一部、一二七の三の一部、一二七の六の一部、一二七の九から一二七の一一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字早瀬字上河原	大字早瀬字梶屋皆地一二七の二の一部、一二七の三の一部、一二七の六の一部、一二七の九から一二七の一一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字早瀬字上河原のうち一三六の二から一三六の三までの一部、一三六の四、一三六の五、一三六の六の一部、一三七の二の一部、一三七の三の一部、一三九の二の一部、一三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字早瀬字大谷	大字早瀬字大谷口の一四〇の二の一部、一四〇の二の一部、一四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字早瀬字小谷	大字早瀬字大谷口一四一の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字早瀬字小谷口のうち一九六の二の一部、一九九の二の一部、二〇〇の二、二〇〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一九五

<p>大字早瀬字中皆地</p>	<p>と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字早瀬字中皆地二〇七の一部、二〇九の三</p>	<p>大字早瀬字上河原一三七の二の一部、一三七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字早瀬字大谷口一四〇の一の一部、一四〇の二の一部、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字早瀬字小谷口一九六の一の一部、一九九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九五と一体をなす国有地の一部 大字早瀬字中皆地のうち二〇三の一の一部、二〇三の二、二〇三の三、二〇三の五、二〇七の一部、二〇九の三、二一〇の一部、二一〇の二の一部、二一〇の八の一部、二一一の一部、二一二の一部、二二三、二二三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字早瀬字土居廻り 大字早瀬字上河原一三六の一から一三六の三までの一部、一三六の四、一三六の五、一三六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字早瀬字小谷口一九九の一の一部、二〇〇の一、二〇〇の三及びこれらと一体をなす国有地 大字早瀬字中皆地二〇三の一の一部、二〇三の二、二〇三の三、二〇三の五、二〇三の六、二〇四、二〇五、二〇五の一の一部、二〇六、二〇七の一部、二一一の一部、二一二の一部、二二三、二二三の一及びこれらと一体をなす国有地 大字早瀬字土居廻りの全域 大字早瀬字土居ノ内二三五の七と一体をなす国有地の一部 大字早瀬字土居ノ内二三五の七と一体をなす国有地の一部以外</p>	<p>大字早瀬字土居ノ内 大字早瀬字土居ノ内のうち二三五の七と一体をなす国有地の一部以外</p>	<p>大字早瀬字馬場 大字早瀬字馬場谷二五六の一及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字早瀬字財ノ元 大字早瀬字財ノ元のうち二九八の四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字早瀬字管町三二五から三一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字早瀬字御崎田</p>	<p>大字早瀬字御崎田の全域 大字早瀬字管町三一六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字早瀬字財ノ元二九八の四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字早瀬字管町のうち三一五から三一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二一の一四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字早瀬字家廻三三〇の一の一部、三三〇の四</p>	<p>大字早瀬字家廻 大字早瀬字管町三二一の一四と一体をなす国有地の一部 大字早瀬字家廻のうち三三〇の一の一部、三三〇の四以外の区域 大字早瀬字横竹三六五の一の一部、三六五の三の一部、三六五の四、三六五の五、三六五の六の一部、三六六の一の一部、三六八の一から三六八の三までの一部、三七〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字早瀬字横竹のうち三六五の一の一部、三六五の三の一部、三六五の四、三六五の五、三六五の六の一部、三六六の一の一部、三六八の一から三六八の三までの一部、三七〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字早瀬字木三八八の一、三九二の一部、三九三、三九四、三九四の一の一部、三九五の一部、三九七の一部、三九七の次一の一部、三九九の二の一部、三九九の四から三九九の六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字大屋字岩ヶ鼻一の一部、一の一部、二の三の一部、二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字早瀬字横竹 大字早瀬字横竹三六六の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字早瀬字黒ラ地 大字早瀬字黒ラ地のうち二一九の一の一部、二二一の一の一部、二二二の一の一部、二二五の一、二二七の一、二二九の一、二二九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字大背字竈田二六五と一体をなす国有地の一部</p>		

<p>大字大背字滝ヶ谷奥</p> <p>大字大背字佐尾</p> <p>皆地</p>	<p>大字大背字佐尾皆地五六九の一部、五七〇の二の一部</p> <p>大字大背字滝ヶ谷奥のうち五五〇、五五一の二、五五二から五五六まで、五五七の一部、五六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字大背字滝ヶ谷五三〇の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字大背字佐尾皆地のうち五六九の一部、五七〇の二の一部以外の区域</p>
<p>大字大背字藤屋根</p> <p>大字大背字霜月田</p>	<p>大字大背字中田五二〇の二の一部、五二三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字大背字藤屋根のうち五八六の二の一部、五八六の二の一部、五八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大背字霜月田のうち六〇八及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字大背字岡崎</p> <p>大字大背字中壽賀</p>	<p>大字大背字岡崎のうち六四六の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大背字岡崎六四六の一及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字大背字中壽賀のうち六六九の六、六六九の七、六七〇の二の一部、六七〇の二の一部、六八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六六九、六六九の三と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字大背字宮ノ本</p> <p>大字大背字畑谷河原</p>	<p>大字大背字中壽賀六六九の六、六六九の七、六七〇の二の一部、六七〇の二の一部、六八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六六九、六六九の三と一体をなす国有地</p> <p>大字大背字宮ノ本の全域</p> <p>大字大背字畑谷河原のうち七一七の一から七一七の三までの二、七一八の三の一部、七三〇の一部、七三二の二の一部、七三二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大背字西河原七三九の二の一部、七四〇の二の一部、七四一の二の一部、七四二の二の一部、七四三、七四三の二、七四四、七四五、七四六の一部、七四七の一部、七五一の一部、七五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字東字塚字下モ河原一の一部、一の三の一部、二の一部</p>
<p>大字大背字西河原</p>	<p>三の一部</p> <p>大字大背字畑谷河原七三〇の一部、七三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字大背字西河原のうち七三三の二の一部、七三三の二、七三四の二から七三四の四までの一部、七三九の二の一部、七四〇の二の一部、七四一の二の一部、七四二、七四三、七四三の二、七四四、七四五、七四六の一部、七四七の一部、七四八の二から七四八の三まで、七四九の二から七四九の三まで、七五〇の二から七五〇の四まで、七五一の一部、七五二の二の一部、七五三の二の一部、七五三の三の一部、七五三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七五四の二と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大背字横路ノ下七六一、七六二の二、七六三から七六五まで、七六六の一部、七六七、七六八の一部、七六九の一部、七七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字東字塚字隠谷口四二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに四一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字大背字横路ノ下</p> <p>大字大背字百田</p>	<p>大字大背字横路ノ下のうち七六一、七六二の二、七六三から七六七まで、七六八の一部、七六九の一部、七七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大背字百田七七八から七八〇まで、七八一の二、七八一の二、七八二、七八三、七八四の一部、七八五、七八六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字大背字百田のうち七七八から七八〇まで、七八一の二、七八一の二、七八二、七八三、七八四の一部、七八五、七八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七九〇と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大背字一ノ小谷七九一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字大背字一ノ小谷</p> <p>大字大背字鳥居原野上</p>	<p>大字大背字一ノ小谷のうち七九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大背字百田七九〇と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字大背字一ノ小谷のうち七九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大背字西河原七四七の一部、七四八の二から七四八の三まで、七四九の二から七四九の三まで、七五〇の二から七五〇の四まで、七五一の一部、七五二の一部、七五三の二の一部、七五三の三の一部</p>

〃 武内 稔 鳥取市浜坂二丁目一六―二
 監事 山本 庄次郎 鳥取市浜坂二丁目一五―三四
 〃 山根 勇 鳥取市浜坂二丁目二―七
 〃 山下 重顕 鳥取市覚寺四―一
 平成十一年四月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 米原 正雄 鳥取市浜坂二丁目一〇―一九
 〃 山根 康路 鳥取市浜坂二丁目三一―八
 〃 森田 一成 鳥取市浜坂二丁目三二―五
 〃 米原 章吉 鳥取市浜坂二丁目九―三
 〃 中田 栄 鳥取市浜坂二丁目三三―一
 〃 米原 嘉博 鳥取市浜坂二丁目九―一六
 〃 武内 稔 鳥取市浜坂二丁目一六―二
 〃 山下 重顕 鳥取市覚寺四―一
 監事 山本 庄次郎 鳥取市浜坂二丁目一五―三四
 〃 坂田 伸顕 鳥取市浜坂二丁目二―一〇
 〃 山根 勇 鳥取市浜坂二丁目二―七
 平成十一年五月一日 任期二年

鳥取県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業河原地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年八月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年八月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第八工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年八月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第五百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業陸上地区農業用排水、農道整備及び区画整理）を平成十一年八月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十一年八月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第五百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（小規模零細地域農業基盤整備事業恩志地区農業用排水）を平成十一年八月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十一年八月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第五百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道事業 天神川

流域下水道

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

平成十二年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成十一年八月二十四日

鳥取県教育委員長 岡 田 崇

平成12年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児数

(1) 鳥取県立鳥取聾学校（以下「鳥取聾学校」という。）幼稚部

平成6年4月2日から平成7年4月1日までに出生した幼児（以下「5歳児」という。） 6人

平成7年4月2日から平成8年4月1日までに出生した幼児（以下「4歳児」という。） 6人

平成8年4月2日から平成9年4月1日までに出生した幼児（以下「3歳児」という。） 7人

(2) 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校（以下「ひまわり分校」という。）幼稚部

平成6年4月2日から平成7年4月1日までに出生した幼児（以下「5歳児」という。） 5人

平成7年4月2日から平成8年4月1日までに出生した幼児（以下「4歳児」という。） 7人

平成8年4月2日から平成9年4月1日までに出生した幼児（以下「3歳児」という。） 7人

2 出願資格を有する者

3 歳児、4 歳児又は 5 歳児で、聴覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度のもの

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーゾグラフィム（測定したものがなければ、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。）を添えて鳥取県立鳥取聾学校長（以下「鳥取聾学校長」という。）に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。）を同封すること。）。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

（ア）平成12年1月31日（月）から同年2月4日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、平成12年2月4日（金）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

（イ）受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成12年2月17日（木） 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) 内容

ア 幼児との面接

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成12年2月25日（金）正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校又はひまわり分校で交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校（岩美郡国府町宮下1261 電話0857-23-2031、フクシミリ0857-27-8606）又はひまわり分校（米子市上福原七丁目13-2 電話0859-23-2810、フクシミリ0859-23-2810）に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第十七号

平成十二年鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成十一年八月二十四日

鳥取県教育委員会 田 澤

平成12年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児数

平成6年4月2日から平成7年4月1日までに出生した幼児（以下「5歳児」という。） 5人

平成7年4月2日から平成8年4月1日までに出生した幼児（以下「4歳児」という。） 7人

2 出願資格を有する者

4 歳児又は 5 歳児で、肢体不自由の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度のもの

3 出願方法

<p>(1) 出願手続 入学志願者は、入学志願書を鳥取県立皆生養護学校校長（以下「皆生養護学校校長」という。）に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80円切手をはり付けけたものとする。）を同封すること。）。</p> <p>(2) 出願期間及び受付場所 ア 出願期間 （ア）平成12年1月31日（月）から同年2月4日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、平成12年2月4日（金）までの消印のあるもの限り、受け付ける。</p> <p>（イ）受付時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>イ 受付場所 鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）</p> <p>(3) その他 皆生養護学校校長は、(1)の入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。</p> <p>4 入学者の選抜の方法 入学者の選抜は、入学志願書の審査及び面接の結果により行う。</p> <p>5 面接の日程等 (1) 日時 平成12年2月21日（月） 午後1時30分から午後3時30分まで (2) 場所 皆生養護学校 (3) 内容 ア 幼児との面接及び行動観察 イ 保護者との面接</p> <p>6 合格者の発表 平成12年2月24日（木）正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。</p> <p>7 その他 (1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校校長</p>	<p>が定める。</p> <p>(2) 入学志願書の用紙は、皆生養護学校で交付する。</p> <p>(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、皆生養護学校（米子市上福原七丁目13-4 電話0859-22-6583、フアクシミリ0859-22-6571）に問い合わせること。</p>
<p style="text-align: center;">公 告</p> <p>平成11年7月30日に実施した平成11年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">平成11年8月24日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 片 山 善 博</p>	<p style="text-align: center;">雑 報</p> <p style="text-align: center;">松 原 實 村 川 裕 紀 野 藤 悦 男 下 山 隆 彦 奥 田 正 紀 山 脇 清 高 清 水 憲 一 落 合 亨</p>
<p>理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定に基づき、平成11年度第2回理容師学科試験及び美容師学科試験を次のとおり実施する。</p> <p style="text-align: center;">平成11年8月24日</p>	

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉

- 1 試験期日 平成11年10月24日(日)
- 2 試験会場 倉吉市山根529-2

鳥取県立倉吉体育文化会館

- 3 試験科目

- (1) 衛生法規大意
- (2) 生理解剖学大意
- (3) 消毒法
- (4) 伝染病学(細菌学を含む。)大意
- (5) 公衆衛生学大意
- (6) 皮膚科学大意
- (7) 物理及び化学(化粧品化学及び理容又は美容に関する部分に限る。)大意
- (8) 理容理論大意(理容師試験に限る。)又は美容理論大意(美容師試験に限る。)

- 4 受験資格

- (1) 理容師試験 改正法による改正前の理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第4項に定める者
- (2) 美容師試験 改正法による改正前の美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第4項に定める者

- 5 受験願書受付期間及び時間

平成11年9月29日(水)から同年10月5日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(郵送の場合は、平成11年10月5日(火)までの消印のあるもの限り受け付ける。)

- 6 受験願書提出先

〒680-0832 鳥取市弥生町302-2 JTB鳥取ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

- 7 受験手数料及び納付方法

受験手数料は11,000円とし、これを所定の方法により納付すること。

- 8 その他

- (1) 受験願書等配布場所
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

- (2) 受験願書等配布期間及び時間

平成11年9月24日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送により受験願書等を請求する場合は、160円切手をはったあて先明記の角形2号(縦332mm、横240mm)の返信用封筒を同封すること。

- (3) 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

電話 0857-29-6086